平成２１年（フ）第５５４号
新潟市西蒲区漆山3690番地51
債務者　田邉　亮一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６７号
新潟市東区東中野山３丁目15番23号、前住所新潟市江南区天野１丁目15番27号
債務者　岡部奈美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９１号
岐阜県瑞浪市陶町水上698番地の２、住民票上の住所岐阜県瑞浪市陶町水上207番地の２
債務者　加藤　義文
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６４５４号
大阪府箕面市箕面４丁目９番１―15号
債務者　安田　辰夫
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３０号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番１―514号
債務者　池田　恭子（旧姓關戸）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９９０号
大阪市住吉区南住吉４丁目15番17―602号
債務者　真面　義弘
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８４号
大阪市此花区西島３丁目７番４号
債務者　岸　　幸啓
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５３号
大阪府門真市城垣町２番16号
債務者　岩崎　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１４号
大阪府東大阪市吉松２丁目９番２号
債務者　中村　歌代（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１６号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番２―201号
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２４号
大阪府東大阪市西堤１丁目９番19号
債務者　山口こと　趙　　和子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２１号
大阪府寝屋川市音羽町10番18―201号
債務者　伊藤由紀恵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２０１号
堺市美原区多治井282番地16、前住所大阪市港区夕凪２丁目９番20―503号
債務者　滉綾興業こと　山本　昌勲
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１０号
堺市中区陶器北685番地８
債務者　森野美恵子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３５号
大阪府羽曳野市軽里２丁目86番地の３　羽曳野ロイヤルハイツ305号、前住所大阪府羽曳野市古市２丁目12番25号
債務者　石井　和彦（旧姓新熊）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３６号
大阪府羽曳野市軽里２丁目86番地の３　羽曳野ロイヤルハイツ305号、前住所大阪府羽曳野市古市２丁目12番25号
債務者　石井美哉子（旧姓新熊）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４８号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番342―304号
債務者　須山　　環
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
大阪府河内長野市寿町６番41号
債務者　喜夛　光司
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係